

# 第108回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2019年6月27日（木曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

## 場所

富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ

当行本店 9階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## 目次

第108回定時株主総会招集ご通知……………	1
事業報告……………	5
計算書類……………	22
監査報告……………	45
株主総会参考書類……………	48
第1号議案 剰余金処分の件……………	48
第2号議案 取締役14名選任の件……………	49
第3号議案 監査役1名選任の件……………	58
第4号議案 役員賞与支給の件……………	59
第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件…	60

証券コード：7184  
2019年6月3日

株主各位

富山市西町5番1号  
株式会社 **富山第一銀行**  
取締役頭取 横田 格

## 第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2019年6月26日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1.日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時  
2.場 所 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ  
当行本店 9階ホール

### 3.会議の目的事項

- 報告事項** 1.第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
2.第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役14名選任の件  
**第3号議案** 監査役1名選任の件  
**第4号議案** 役員賞与支給の件  
**第5号議案** 取締役の報酬等の額改定の件

## 4.議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時

2019年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所

TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- ※ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時10分到着分まで

### 電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3頁から4頁まで)をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、書面と電磁的方法(インターネット)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット)によるものを有効な議決権行使とし、電磁的方法(インターネット)によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時10分まで

以上

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ(<https://www.first-bank.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

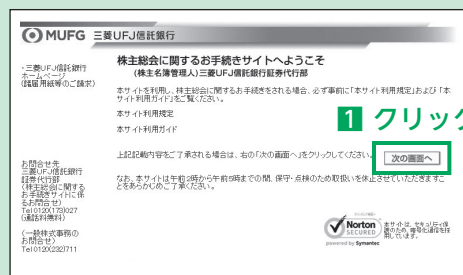
## パソコン等の場合



パソコン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使サイトへアクセス(パソコンの場合)



## 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 「次の画面へ」をクリック。

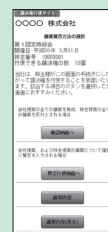
## 二次元コードを読み取る場合

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載の二次元コードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



二次元コードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくは二次元コードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる  
議決権行使に関するお問い合わせ三菱UFJ信託銀行(株)  
証券代行部（ヘルプデスク）

電話

0120-173-027

（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

インターネットによる議決権行使は、**2019年6月26日（水曜日）の午後5時10分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## ログインする

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。
- 3 「ログイン」をクリック。

## メニューから議決権行使を選択

- 4 新しいパスワードを「新しいパスワード（確認用）入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 5 「送信」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

# (提供書面)

## 第108期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### (企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行、子会社及び子法人等4社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

#### 〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス(株)において、銀行事務代行業務等を行っています。

#### 〔リース業〕

富山ファースト・リース(株)において、各種のリース業務を行っています。

#### 〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー(株)において、クレジットカード業務等を行っております。また、(株)富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。

#### (金融経済環境)

2018年度を振り返ると、海外経済は、米国経済の拡大と欧州、中国やその他新興国経済の回復により景気の着実な拡大を実現しました。日本経済も、輸出が増加し、企業収益が高水準で推移する中、雇用・所得環境の改善が続き個人消費や住宅投資が増加するなど景気の拡大が持続しました。

当行の主たる営業基盤である北陸地域においても、公共投資や企業の設備投資が増加し、雇用・所得環境の着実な改善を背景に住宅投資や個人消費も持ち直しを示すなど、景気は緩やかながら着実な回復を示しました。

国内の金融環境に目を向けると、日本銀行の長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の下、短期市場金利はマイナス圏内で推移し、長期金利についても10年物国債利回りがゼロ近傍で推移するなど、極めて低い金利水準と量的緩和の状況が続きました。

2019年度の国内経済は、経済・通商政策を巡る米国とその他諸国との摩擦による悪影響のほか、オリンピック関連投資の一巡による設備投資の鈍化などにより減速感を強めてスタートしております。先行きについても消費税率引き上げが実施された場合の影響への懸念もあり、これまでの景気の緩やかな拡大という流れを維持できるかが注目されます。

また、日本経済には人口減少、産業構造の変化、高度情報化社会への移行などの社会経済環境の変化への対処という中長期的な課題があります。

#### (事業の経過及び成果)

このような金融経済環境の下、当行グループは第14次中期経営計画の中間年度となる昨年度においても経営全般のさらなる効率化、健全化の実現を目指し、計画に定めた重点施策やアクションプランの実行に努めてまいりました。これらの取り組みについては相応の成果をみましたが、業績に関しては低金利状態長期化による影響などから厳しい経過、結果を

余儀なくされました。2018年度の業績の概要は以下のとおりです。

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、当期中に9億円増加し当期末残高は1兆1,927億円となりました。

貸出金につきましては、中小企業向けが増加したものの地公体向けが減少したことにより当期中に66億円減少し当期末残高は、8,236億円となりました。

有価証券につきましては、当期中に224億円減少し当期末残高は、4,372億円となりました。

外国為替業務につきましては、当期中の取扱高は前年に比べ3億22百万ドル減少し2億99百万ドルとなりました。

当連結会計年度の損益状況につきましては、経常収益は、資金運用収益が増加したものの国債等債券売却益及び株式等売却益の減少により、288億66百万円（前連結会計年度比11.7%減）となりました。経常費用は、調達利回りの低下による資金調達費用の減少及び株式等売却損の減少等により、241億26百万円（同2.9%減）となりました。この結果、経常利益は47億40百万円（同39.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億73百万円（同33.3%減）となりました。

### （対処すべき課題）

当行は第14次中期経営計画において、基本理念「地域とともに。さらなる信認、さらなる進化を」を掲げ、2017年度から、(1)地域経済の変化をお客様のニーズの変化と捉え、お客様のニーズの変化に対して柔軟に対応することによりお客様と地域の発展に貢献する、(2)総合金融機関としてフィデューシャリー・デューティーを徹底し金融サービスの質を高めることによってお客様からさらなる信認を頂戴する、(3)役職員一人ひとりが個を磨き進化することによって当行グループがお客様に真に必要なとされる金融機関に進化する、の3つの基本方針を定め「Never Say Never」のキャッチフレーズの下、業務運営を進めてまいりました。中期経営計画の最終年度となる2019年度につきましては、厳しい金融情勢が持続することを想定し、以下の取り組みを進めることにより当行グループの持続的な発展を実現してまいります。

具体的には、第一に、お客様サービスの拠点であります営業店（66カ店）の役割と機能を明確化するとともに専門性を備えた人材を再配置することにより中小企業や個人のお客様それぞれのニーズを深く丁寧に把握し、課題解決に資するソリューションを提案してまいります。また、業務の合理化・効率化を推進するとともにフィンテック（FinTech）を積極的に導入することにより、地域社会の金融インフラの整備・活性化の一翼を担ってまいります。

収益基盤を支える業務に成長している有価証券運用業務につきましては、内外金融資本市場の分析力の強化を図るとともに、収益やリスク管理の水準向上を企図したリスクアパタイト・フレームワークを導入することにより、基盤業務として更に進化させてまいります。

また、人材について、専門知識や能力に長けた人材を育成し、お客様の幅広いニーズに対応できる多数精鋭の体制整備を目指します。併せて人材のキャリアアップと働き方改革への取り組みを継続し、働き甲斐のある職場づくりを図ってまいります。

当行はこれらの課題を対処すべき課題と位置づけ、その実現によって企業価値と株主価値の持続的な拡大を目指してまいります。株主並びにお取引先の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

## イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	298	338	327	288
経常利益	79	73	78	47
親会社株主に帰属する当期純利益	53	55	53	35
包括利益	22	△52	44	33
純資産額	1,040	977	1,012	1,037
総資産	13,148	13,492	13,565	13,381

## ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

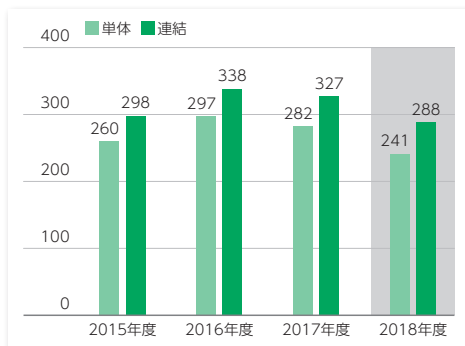
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	11,002	11,248	11,582	11,642
定期性預金	6,725	6,669	6,678	6,507
その他	4,277	4,578	4,903	5,135
貸出金	8,192	8,315	8,417	8,355
個人向け	1,972	2,020	2,015	1,994
中小企業向け	3,049	3,107	3,278	3,330
その他	3,170	3,187	3,123	3,030
商品有価証券	1	1	1	1
有価証券	4,308	4,377	4,478	4,247
国債	1,412	1,140	624	623
その他	2,896	3,236	3,853	3,624
総資産	13,053	13,389	13,449	13,256
内国為替取扱高	41,180	40,149	41,892	41,668
外国為替取扱高	百万ドル 697	百万ドル 825	百万ドル 622	百万ドル 299
経常利益	百万円 7,547	百万円 6,997	百万円 7,430	百万円 4,436
当期純利益	百万円 5,296	百万円 5,472	百万円 5,254	百万円 3,504
1株当たり当期純利益	円 銭 87 31	円 銭 81 83	円 銭 78 57	円 銭 52 39

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



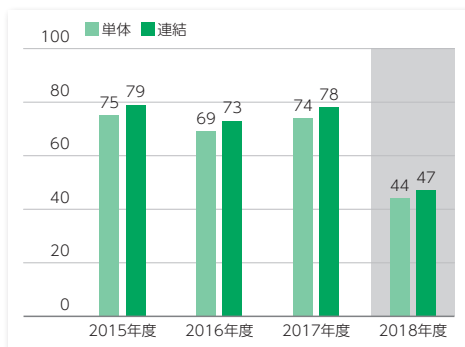
## 経常収益

(単位：億円)



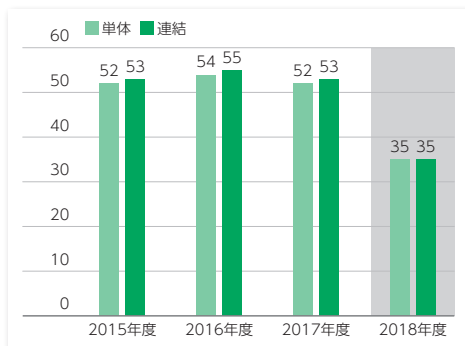
## 経常利益

(単位：億円)



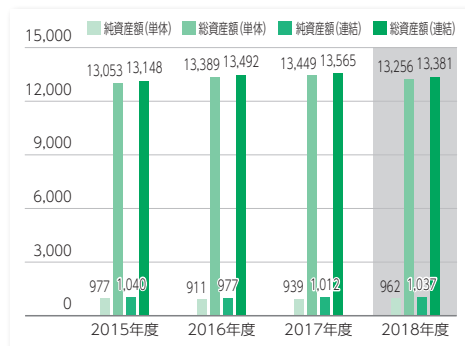
## 親会社株主に帰属する当期純利益 及び当期純利益

(単位：億円)



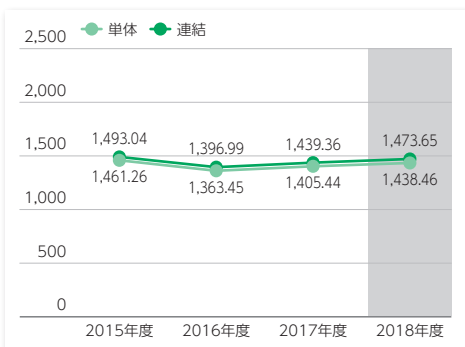
## 純資産額／総資産額

(単位：億円)



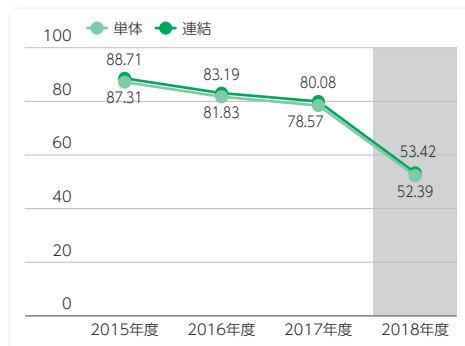
## 1株当たり純資産額

(単位：円)



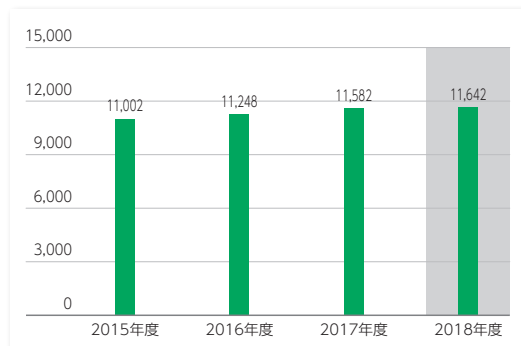
## 1株当たり当期純利益

(単位：円)



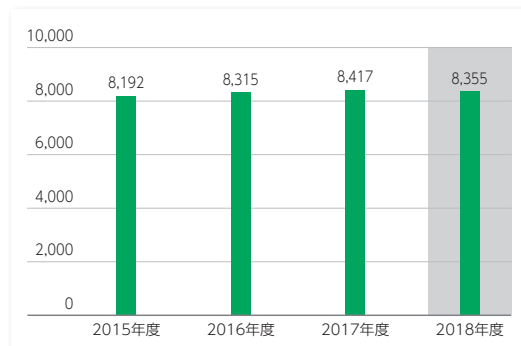
## 預金

(単位：億円)



## 貸出金

(単位：億円)



### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	730人	1人	2人	727人	1人	3人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
 2. 上記使用人数の他に富山ファースト・ビジネス㈱等より派遣を受けている人員は、銀行業4人、リース業1人、その他事業9人であります。

#### ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	730人	727人
平 均 年 齢	39年4月	39年3月
平 均 勤 続 年 数	16年7月	16年6月
平 均 給 与 月 額	380千円	382千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

## (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

## イ. 銀行業

	主 要 な 営 業 所	営 業 所 数	
		店	前年度末
富 山 県	本 店 営 業 部 他	57	( 57 )
石 川 県	金 沢 支 店 他	3	( 3 )
新 潟 県	長 岡 支 店 他	3	( 3 )
岐 阜 県	高 山 支 店 他	2	( 2 )
東 京 都	東 京 支 店	1	( 1 )
大 阪 府	大 阪 支 店	1	( 1 )
合 計		67	( 67 )

- (注) 1. 富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス(株)本社を含んでおります。  
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を37か所（前年度末53か所）設置しております。

## ロ. リース業

富山ファースト・リース(株)本社及び富山営業部

## ハ. その他事業

富山ファースト・ディーシー(株)本社、(株)富山ファイナンス本社

## (5) 設備投資の状況

## イ. 当行の設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	683
---------	-----

## ロ. 当行の重要な設備の新設等

該当ありません。

## ハ. 当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

(2018年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 年 月 立 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
富山ファースト・ ビジネス株式会社	富山市奥田本町 6番35号	銀行業務代行 労働者派遣業務等	1988年 2月13日	百万円 10	% 100.00	-
富山ファースト・ リース株式会社	高岡市京田 621番地	リース業務等	1984年 12月1日	40	18.12	-
富山ファースト・ アイシー株式会社	富山市掛尾町 626番地	クレジットカード 信用保証業務等	1987年 3月18日	20	20.00	-
株 式 会 社 富山ファイナンス	富山市新桜町 2番地24	金銭の貸付業務等	1954年 10月5日	10	13.75	-

(注) 1. 当行議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記4社が連結対象子会社及び子法人等であります。

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社ローソンバンクとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(2018年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
金 岡 純 二	取締役会長（代表取締役）		
横 田 格	取締役頭取（代表取締役）		
釣 安 孝	取締役 人事企画部長		
柴 田 栄 文	取締役 総合企画部長		
八 幡 正 之	取締役 リテール部長		
水 上 豊 治	取締役 高岡支店長		
田 中 豊	取締役 事務統括システム部長		
桑 原 幹 也	取締役 法人事業部長		
朝 瀬 久	取締役 支店部長兼ダイレクトバンキング部長		
川 原 義 仁	取締役（社外取締役）		
金 岡 克 己	取締役（社外取締役）	(株)インテック取締役相談役	
藤 岡 正 紀	常勤監査役		
戸 田 雅 也	常勤監査役		
横 山 哲 夫	監査役（社外監査役）	北日本放送(株) 代表取締役社長	
河 合 隆	監査役（社外監査役）		

- (注) 1.取締役コーポレート部長兼東京支店長沢田 貢氏は2019年3月15日に辞任により退任致しました。  
 2.当行は、社外役員の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 (参考) 当行は、2004年7月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員の役職地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(2018年度末現在)

氏 名	地 位	担当又は主な職業
島 田 秀 二	執行役員	コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長
舟 崎 滋 郎	執行役員	金沢支店長
稲 垣 則 義	執行役員	魚津支店長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役	12	122
監査役	4	36
計	16	159

1. 上記の人数には、2019年3月15日に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての給与114百万円は含まれていません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において報酬等「年額2億円以内（うち社外取締役1千万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。またこれとは別に2018年6月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（社外取締役は除く）の導入を決議いただいております。上記報酬額のうち同株式報酬は7百万円であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において報酬等「年額5千万円以内（うち社外監査役1千万円以内）」と決議いただいております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
取締役 川 原 義 仁	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役 金 岡 克 己	同 上
監査役 横 山 哲 夫	同 上
監査役 河 合 隆	同 上

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役 川原 義仁	—	—
取締役 金岡 克己	(株)インテック 取締役相談役	銀行取引等
監査役 横山 哲夫	北日本放送(株) 代表取締役社長	銀行取引
監査役 河合 隆	—	—

金岡克己氏は、当行代表取締役会長金岡純二氏の三親等親族であります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 川原 義仁	3年9カ月	当期に開催された当期の取締役会17回のうち14回に出席しております。	取締役会において金融業界に関する専門知識と長い経験から議決の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行なっております。
取締役 金岡 克己	3年9カ月	当期に開催された当期の取締役会17回のうち16回に出席しております。	取締役会において豊富な企業経営経験と専門知識から議決の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行なっております。
監査役 横山 哲夫	9年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち12回、監査役会13回のうち10回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関の長としての見地から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行なっております。
監査役 河合 隆	3年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行なっております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	20	—

#### (4) 社外役員の意見

特段ありません。





## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 細野和也 指定有限責任社員 安田康宏	40	—

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40百万円  
 2. 監査役会は、取締役、関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意いたしました。  
 3. なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に新日本有限責任監査法人から名称を変更しております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

I. 当行は、会社法に規定されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役会で次の通り決議しております。

- (1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条4項6号）
  - ① 取締役は、企業活動における法令・定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
  - ② 取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月1回以上開催し、法令・定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。
  - ③ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
  - ④ 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備する。
  - ⑤ 取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備する。
  - ⑥ 取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条）
  - ① 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条1項1号）
    - イ. 行内の文書の作成、保存および管理について定めた「セキュリティポリシー」および「文書規程」を、取締役会において制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
    - ロ. 取締役および監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとする。
  - ② 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条1項2号）
    - イ. 信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織および規程等を取締役会において決定する。
    - ロ. 内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。リスクの種類および程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定するほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整える。

- ③ 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項3号）
- イ. 当行の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、頭取、副頭取、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
  - ロ. 迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定および執行の権限を大幅に執行役員に委譲する。
  - ハ. 取締役および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「職務分掌・権限規程」を取締役会において制定する。
- ④ 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項4号）
- イ. 取締役会において、「コンプライアンスの基本方針および遵守基準」、「コンプライアンス規程」を策定してその周知徹底を図る。
  - ロ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部が取締役および使用人の法令・定款違反行為を認知した場合は、直ちに取締役会および監査役会に報告する。
  - ハ. 取締役および使用人が、行内および行外に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「企業倫理ダイレクトライン」を設置する。
  - ニ. 本部に常設のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部を設置するとともに、各本店にコンプライアンスオフィサーを設置して、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る。
  - ホ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する事項について、審議・決定し、事業年度ごとに、取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
  - ヘ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。
  - ト. 事業年度ごとに、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を業績評価や人事考課に反映する。
  - チ. 事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条1項5号）
- イ. 当行の子会社および子会社等の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
    - ・当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備する。

- ロ. 当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・子会社および子会社等のリスク管理体制および危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導・監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制が確保されるようにする。
  - ・当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行およびリスク管理の状況等について監査を実施する。
- ハ. 当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社および子会社等においても、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
  - ・「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略・経営計画等に係る協議を行う。
- 二. 当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当行が制定した「行動規範」、「コンプライアンス規程等」および「企業倫理ダイレクトライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓蒙・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制が確保されるようにする。
  - ・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンスオフィサーの設置およびコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施ならびにこれらの報告等により、当行コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理をはかる。
- (3) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条3項1号、2号、3号）
- ① 監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。
  - ② 監査役室に所属する使用人の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
  - ③ 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととする。

- (4) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条3項4号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項5号）
- ① 当行と子会社および子会社等の取締役および使用人が当行の監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
  - ② 当行が制定した「企業倫理ガイドライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ③ 「企業倫理ガイドライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告する。
  - ④ 当行は、これら報告を行ったものおよびその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底する。
- (5) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条3項6号）
- ① 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (6) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項7号）
- ① 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議をする。
  - ② 監査役は、取締役会はもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席できる。
  - ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
  - ④ 監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力する。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、上記業務の適正を確保するための体制の各項目に記載した全ての行内規程及び必要な機関、会議体等の組織、体制等の整備を行い、適正な業務遂行等を保証する体制を構築しております。取締役会において継続的に経営上の新たなリスクへの対応策について検討し、必要に応じて既存規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

さらに、当行並びに子会社及び子会社等から成る企業集団全体に対して、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部と監査部が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する周知徹底、啓蒙等を継続的に行っております。

当企業集団全体の内部統制システムの整備・運用状況については、その遵守状況、重要な不備の有無等について監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

監査役につきましては、監査が実効的に行われる体制を上記のとおり整備しております。監査役は、業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど、監査部等内部監査部門の協力を得て、職務を適切に遂行しており、監査結果は定期的に取締役会に報告されております。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

### 12. その他

該当ありません。

# 第108期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	金	50,605	預金	金	1,164,283
現金預け	金	9,786	当座預金	金	56,657
商品有価証券	金	40,819	普通預金	金	416,344
商品国債	金	182	貯蓄預金	金	22,505
商品地方債	金	159	通知預金	金	8,671
商品地方債	金	22	定期預金	金	645,106
有価証券	金	700	その他の預積	金	5,609
国債	金	424,794	譲渡性の預金	金	9,390
地方債	金	62,376	コルマ	金	29,021
地方債	金	15,099	借入金	金	15,000
株式	金	50,608	借入金	金	12,717
その他の証券	金	80,510	外債	金	12,717
貸出	金	216,199	未払外国為替	金	0
割引手貸付	金	835,586	未決払外国為替	金	0
証券書座	金	10,805	未決払法人費	金	4,013
外国為替	金	30,367	未決払費用	金	209
外取	金	680,002	前払受取	金	89
未決取	金	114,411	従業員預り	金	1,360
未決取	金	1,222	給付融生	金	340
未決取	金	1,127	リース	金	170
未決取	金	95	資産除却の引当	金	0
未決取	金	3,909	退職賞与引当	金	47
未決取	金	111	睡眠預金払戻引当	金	146
未決取	金	24	偶発損損失引当	金	80
未決取	金	1,467	繰延税金負債	金	1,568
未決取	金	14	再評価に係る繰延税金負債	金	20
未決取	金	2,292	支	金	324
未決取	金	10,788	負債の部合計	金	126
未決取	金	4,390	(純資産の部)	金	165
未決取	金	5,587	資本剰余金	金	342
未決取	金	128	利益剰余金	金	793
未決取	金	0	その他の利益剰余金	金	2,654
未決取	金	681	別途積立	金	1,229,463
未決取	金	1,014	繰越利益剰余金	金	10,182
未決取	金	966	繰越利益剰余金	金	6,074
未決取	金	47	繰越利益剰余金	金	6,074
未決取	金	2,654	繰越利益剰余金	金	72,191
未決取	金	△5,768	繰越利益剰余金	金	3,157
	金		繰越利益剰余金	金	69,033
	金		繰越利益剰余金	金	38,860
	金		繰越利益剰余金	金	30,173
	金		繰越利益剰余金	金	△289
	金		繰越利益剰余金	金	88,158
	金		繰越利益剰余金	金	6,577
	金		繰越利益剰余金	金	1,491
	金		繰越利益剰余金	金	8,068
	金		繰越利益剰余金	金	96,227
	金		繰越利益剰余金	金	1,325,690
	金		繰越利益剰余金	金	1,325,690

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 第108期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,738
当座預金	9,363
貸付金	8,334
有価証券	33
その他	5
経常費用	2,070
役員報酬	595
その他	1,475
経常利益	548
当座預金	373
貸付金	0
有価証券	174
その他	3,752
経常損失	2
当座預金	3,667
貸付金	6
有価証券	76
その他	655
特別利益	647
当座預金	4
貸付金	△4
有価証券	8
その他	1,215
特別損失	109
当座預金	1,106
貸付金	2,484
有価証券	50
その他	0
税引前当期純利益	1,957
当座預金	455
貸付金	20
有価証券	12,471
その他	2,846
法人税等	1,847
当座預金	0
貸付金	851
有価証券	0
その他	146
繰上利益調整	24
当座預金	24
貸付金	13
有価証券	365
その他	1,056
繰上損失調整	△479
当座預金	576
貸付金	3,504
有価証券	0
その他	0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 第108期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		資本準備金	資本剰余金 合 計		別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	10,182	6,074	6,074	2,970	38,860	27,703	69,534	△308	85,482	
当 期 変 動 額										
利益準備金の積立				187		△187				
剰余金の配当						△936	△936		△936	
当 期 純 利 益						3,504	3,504		3,504	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分						△5	△5	18	12	
土地再評価差額金の取崩						95	95		95	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	187	-	2,470	2,657	18	2,676	
当 期 末 残 高	10,182	6,074	6,074	3,157	38,860	30,173	72,191	△289	88,158	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,912	1,586	8,498	93,981
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				△936
当 期 純 利 益				3,504
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				12
土地再評価差額金の取崩				95
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△335	△95	△430	△430
当 期 変 動 額 合 計	△335	△95	△430	2,246
当 期 末 残 高	6,577	1,491	8,068	96,227

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 21年～24年

その他 4年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

### 5. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,994百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：発生翌期に期間により按分して費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 22百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は639百万円、延滞債権額は13,134百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,816百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,612百万円であります。  
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,805百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 30,185百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 516百万円  
コールマネー 15,000百万円  
借入金 12,717百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,198百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金は16百万円及び敷金は271百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は121,710百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが116,585百万円であります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,776百万円

- |   |           |
|---|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額  | 11,950百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額  | 94百万円     |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,461百万円であります。 |           |
| 13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額                                   | 15百万円     |
| 14. 関係会社に対する金銭債権総額  | 12,117百万円 |
| 15. 関係会社に対する金銭債務総額  | 744百万円    |

(損益計算書関係)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 |        |
| 資金運用取引に係る収益総額    | 120百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額     | 5百万円   |
| 2. 関係会社との取引による費用 |        |
| 資金調達取引に係る費用総額    | 7百万円   |
| 役務取引等に係る費用総額     | 32百万円  |
| その他の取引に係る費用総額    | 275百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	440	0	27	413	注
合 計	440	0	27	413	

(注) 増加は単元未満株式の買取等によるものであり、減少は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

## 2. 満期保有目的の債券

(2019年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	6,095	6,659	563
	地方債	799	824	24
	社債	5,772	5,856	84
	その他	500	507	7
	小計	13,167	13,847	679
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	217	214	△2
	その他	—	—	—
	小計	217	214	△2
合 計		13,384	14,062	677

## 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22
関連法人等株式	—
合 計	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

## 4. その他有価証券

(2019年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37,630	25,790	11,840
	債券	114,173	110,336	3,836
	国債	56,280	53,625	2,655
	地方債	14,299	13,962	337
	社債	43,593	42,749	844
	その他	115,052	107,929	7,123
	小計	266,856	244,055	22,801
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40,833	48,390	△7,557
	債券	1,025	1,028	△2
	地方債	—	—	—
	社債	1,025	1,028	△2
	その他	99,706	105,475	△5,769
小計	141,565	154,894	△13,329	
合 計		408,422	398,950	9,471

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,024
その他	940
合 計	2,965

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	39,626	3,667	851
債 券	35,773	101	—
国 債	—	—	—
地 方 債	35,773	101	—
社 債	—	—	—
そ の 他	31,603	271	1,957
合 計	107,003	4,041	2,808

## (金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	700	700	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,565百万円
退職給付引当金	858
減価償却費	874
その他	922
繰延税金資産小計	5,220
評価性引当額 (注)	△2,668
繰延税金資産合計	2,551
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,894
繰延税金負債合計	2,894
繰延税金負債の純額	342百万円

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少によるものであります。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,438円46銭
1株当たりの当期純利益金額	52円39銭



# 第108期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	50,631	預 金	1,163,718
商 品 有 価 証 券	182	譲 渡 性 預 金	29,021
金 銭 の 信 託	700	コールマネー及び売渡手形	15,000
有 価 証 券	437,255	借 用 金	16,380
貸 出 金	823,643	外 国 為 替	0
外 国 為 替	1,222	そ の 他 負 債	5,030
リース債権及びリース投資資産	8,644	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	7,298	退 職 給 付 に 係 る 負 債	679
有 形 固 定 資 産	10,960	退 職 給 付 に 係 る 負 債	679
建 物	4,477	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	126
土 地	5,654	偶 発 損 失 引 当 金	165
建 設 仮 勘 定	0	繰 延 税 金 負 債	860
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	827	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	793
無 形 固 定 資 産	1,068	支 払 承 諾	2,654
ソ フ ト ウ エ ア	1,019	負 債 の 部 合 計	1,234,450
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	49	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	65	資 本 金	10,182
支 払 承 諾 見 返	2,654	資 本 剰 余 金	6,076
貸 倒 引 当 金	△6,161	利 益 剰 余 金	74,234
		自 己 株 式	△289
		株 主 資 本 合 計	90,204
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,129
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,491
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△243
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,376
		非 支 配 株 主 持 分	5,133
		純 資 産 の 部 合 計	103,714
資 産 の 部 合 計	1,338,165	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,338,165

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 第108期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		28,866
資金運用収益	17,929	
貸出証券の利息	9,259	
有価証券の利息	8,630	
預金の利息	33	
その他の受入利息	5	
役務の引当金	2,070	
その他の業務経常収益	5,057	
その他の業務経常収益	3,808	
償却の他債権の取立	3	
その他の経常収益	3,804	
経常費用	668	24,126
資金調達費用	647	
預金利息	4	
コールマネー利用の利息及び売渡手形利息	△4	
借入金の支払利息	20	
その他の支払利息	0	
役務の引当金	1,186	
その他の業務経常費用	6,556	
その他の業務経常費用	12,794	
貸倒引当金の繰入	1,895	
その他の経常費用	1,024	
経常利益		4,740
特別利益	24	4,764
特別損失	13	4,751
固定資産処分損失	13	
減損	365	
税金等調整前当期純利益	1,167	4,385
法人税、住民税及び人税等調整額	△491	
当期純利益		675
非支配株主に帰属する当期純利益		3,709
親会社株主に帰属する当期純利益		135
		3,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 第108期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,182	6,076	71,508	△308	87,459
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△936		△936
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,573		3,573
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△5	18	12
土地再評価差額金の取崩			95		95
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,726	18	2,745
当 期 末 残 高	10,182	6,076	74,234	△289	90,204

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,470	1,586	△266	8,790	5,014	101,264
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△936
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,573
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						12
土地再評価差額金の取崩						95
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△341	△95	22	△413	119	△294
当 期 変 動 額 合 計	△341	△95	22	△413	119	2,450
当 期 末 残 高	7,129	1,491	△243	8,376	5,133	103,714

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 4社  
会社名  
富山ファースト・ビジネス株式会社  
富山ファースト・リース株式会社  
富山ファースト・ディーシー株式会社  
株式会社富山ファイナンス
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
3. 持分法の適用に関する事項  
該当ありません。
4. 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当ありません。
5. のれんの償却に関する事項  
該当ありません。
6. 会計方針に関する事項
  - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
  - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
    - ②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
  - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - (4) 固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 21年～24年  
その他 4年～20年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
    - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
    - ③リース資産  
該当ありません。

## (5) 引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,994百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## ② 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## ③ 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

## ④ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

## (6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：発生年度の翌連結会計年度に一括費用処理

## (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## (8) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(10) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は645百万円、延滞債権額は13,136百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,821百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,627百万円であります。  
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,805百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 30,185百万円

担保資産に対応する債務

預金 516百万円

コールマネー及び売渡手形 15,000百万円

借入金 12,717百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,198百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金16百万円及び敷金281百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は122,493百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが116,611百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日  
1999年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,776百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,166百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 94百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,461百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には貸出金償却19百万円、株式等償却0百万円及び株式等売却損854百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	67,309	—	—	67,309	
合 計	67,309	—	—	67,309	
自己株式					
普通株式	440	0	27	413	注
合 計	440	0	27	413	

(注) 増加は単元未満株式の買取等によるものであり、減少は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	468百万円	7.00円	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月7日 取 締 役 会	普通株式	468百万円	7.00円	2018年9月30日	2018年12月5日
合 計		936百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 468百万円
- ②1株当たりの配当額 7.00円
- ③基準日 2019年3月31日
- ④効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業及びリース業などの金融サービス事業を行っております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、金融資産及び金融負債の総合的管理(ALM)を行い、安定的な収益を確保する運営に努めております。



## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しているほか、商品有価証券として売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債である譲渡性預金、コールマネー及び借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなるリスク及び支払期日にその支払を実行できなくなるリスク等に晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク毎に管理規程を制定し管理担当部署でリスクの測定、管理手法の研究、リスクの極小化、顕在化の未然防止策の検討、実践等を行い、その状況を経営管理部及びリスク管理委員会へ報告し、リスクの把握・統制に努めています。また、リスク管理委員会を毎月定例開催し、各リスクの現状の把握・分析・対応策等について検討し、その結果は、経営会議を経て毎月の取締役会に報告され、指示を得る体制となっております。

金融商品に係るリスクカテゴリー毎の管理体制は以下のとおりです。

### ①信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか市場に応じてコーポレート部・法人事業部・リテール部・地域部の4部署、ならびに経営管理部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議・投融资審査会等で、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

### ②市場リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理規程」において、リスクの定義、管理体制、測定・評価・管理の手法を定め、市場取引に係るリスクを把握するとともに、リスクの許容範囲を勘案し、これを総合的に管理することで、適正な収益の確保と市場関連業務の健全性・適切性を維持することを基本的なスタンスとしております。これらの市場リスク管理は、市場金融部及び経営管理部が行っております。

#### (i)金利リスクの管理

月次ベースで市場金融部及び経営管理部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析をはじめとするモニタリングを行い、ALM委員会において検討しております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

#### (ii)為替リスクの管理

当行グループは、国際業務の為替の変動リスクに関して個別案件毎に管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため為替予約取引等を行っております。また、有価証券運用に係る外貨建資産を含めて、市場金融部と経営管理部が連携し、為替変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

#### (iii)価格変動リスクの管理

市場金融部において、6ヶ月毎に経営管理部との協議を経て、経済環境や金利見通しに基づく商品毎の基本スタンス・アセットアロケーションを含めた有価証券運用方針及び、ボリューム・利回り等からなる有価証券運用計画を策定し、リスク量の適切な運用及び管理を行っております。

また、市場金融部と経営管理部が連携して、価格変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

なお、上記の市場リスクに係るヘッジについては、必要に応じて当該金融資産・金融負債の担当部署がALM委員会に諮り、検討する態勢となっております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当行では、「貸出金」「有価証券」「預金」「借入金」等の市場リスクの影響を受ける金融商品を保有しております。これらの金融商品の市場リスクを把握するために、VaR（バリュー・アット・リスク）を使用して定量的に金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクを計測しております。

当行では、VaRの計測手法として分散共分散法を採用しており、信頼区間は99%、観測期間は5年とし、保有期間は保有目的により異なる期間としております（注1）。

2019年3月31日における市場リスク量（非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の市場リスクは除く）は、全体で37,118百万円であります（注2）。

なお、当行では、有価証券についてモデルが算出するVaRと実際の損益とを比較してバックテストングを実施することにより、使用するモデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の市場変動をベースに正規分布に基づいた発生確率で統計的に計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（注1）保有期間については、純投資株式、投資信託は60日、政策投資株式は240日、債券、貸出金、預金等は120日としております。また、為替リスクは60日としております。

（注2）市場リスクの総額は金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクを単純合算した合計額であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	50,631	50,631	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,801	14,474	672
その他有価証券	419,846	419,846	—
(3) 貸出金	823,643		
貸倒引当金（*）	△5,680		
	817,962	823,852	5,889
資 産 計	1,302,242	1,308,805	6,562
(1) 預金	1,163,718	1,163,763	45
(2) 譲渡性預金	29,021	29,021	—
(3) コールマネー及び売渡手形	15,000	15,000	—
(4) 借入金	16,380	16,380	0
負 債 計	1,224,120	1,224,165	45

（\*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準ずる方法により、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

## (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の個人ローンは、商品ごとの元利金の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（概ね1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（概ね1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（概ね1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非 上 場 株 式(*1)(*2)	2,150
②組 合 出 資 金(*3)	1,455
合 計	3,606

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	40,845	—	—	—	—	—
有価証券	18,487	64,184	109,988	38,162	57,305	21,219
満期保有目的の債券	1,846	4,981	291	—	—	6,500
うち国債	—	—	—	—	—	6,000
地方債	—	800	—	—	—	—
社債	1,846	3,954	178	—	—	—
その他	—	227	113	—	—	500
その他有価証券のうち 満期があるもの	16,641	59,202	109,696	38,162	57,305	14,719
うち国債	—	700	39,000	10,000	—	4,000
地方債	409	6,200	4,900	—	100	2,200
社債	4,300	11,800	13,440	5,200	2,000	7,182
その他	11,931	40,502	52,356	22,962	55,205	1,337
貸出金(*)	266,098	93,937	111,052	80,501	51,892	201,044
合 計	325,431	158,121	221,040	118,663	109,197	222,263

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,758百万円、期間の定めのないもの5,357百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	989,656	152,407	21,653	—	—	—
譲渡性預金	29,021	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	15,000	—	—	—	—	—
借入金	14,966	1,134	279	—	—	—
合 計	1,048,645	153,542	21,932	—	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## (1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,473円65銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	53円42銭

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 富山第一銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細野和也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安田康宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 富山第一銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細野和也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安田康宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役 藤 岡 正 紀 ㊞

常勤監査役 戸 田 雅 也 ㊞

監 査 役 横 山 哲 夫 ㊞

監 査 役 河 合 隆 ㊞

(注) 監査役横山哲夫及び監査役河合隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当行は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客さまへのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆さまへの適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため当期の業績並びに経営環境等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1)配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金7円（中間配当を含め当期の配当は1株につき14円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、468,271,153円となります。

#### (3)剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役 金岡純二、横田 格、釣 安孝、柴田栄文、八幡正之、水上豊治、田中 豊、桑原幹也、朝瀬久、川原義仁、金岡克己の各氏、11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、さきに沢田 貢氏が取締役に辞任されておりますので、引き続き経営陣の充実強化を図るため、改めて取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 【参考】候補者一覧

候補者番号	氏 名	当行における現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	金 岡 純 二	取締役会長	再任	17/17回 (100%)
2	横 田 格	取締役頭取	再任	17/17回 (100%)
3	野 村 充	顧問	新任	-
4	釣 安 孝	取締役人事企画部長	再任	17/17回 (100%)
5	八 幡 正 之	取締役関連会社担当	再任	17/17回 (100%)
6	水 上 豊 治	取締役高岡支店長	再任	17/17回 (100%)
7	田 中 豊	取締役事務統括システム部長	再任	17/17回 (100%)
8	桑 原 幹 也	取締役法人事業部長	再任	17/17回 (100%)
9	松 田 圭 司	コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長	新任	-
10	長 谷 聡	総合企画部 デジタルイノベーション 室長	新任	-
11	四 谷 英 久	リテール部長	新任	-
12	川 原 義 仁		再任 社外 独立	14/17回 (82.4%)
13	金 岡 克 己		再任 社外 独立	16/17回 (94.1%)
14	谷 垣 岳 人		新任 社外 独立	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p><b>再任</b></p> <p>かな おか じゅん じ 金 岡 純 一 (1938年11月24日)</p> <p>所有する当行の株式の数 551,083株</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>1969年 8月 当行入行 1975年 2月 当行企画部長 1975年12月 当行取締役企画部長 1977年 6月 当行常務取締役企画部長 1979年 6月 当行専務取締役 1981年 3月 当行取締役社長 1989年 2月 普通銀行転換にともない当行取締役頭取 2010年 4月 当行取締役会長 (現任) 現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由 企画部長を歴任するなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、1975年12月より取締役、1979年6月より代表取締役専務、1981年3月より代表取締役社長 (1989年2月より頭取)、2010年4月より代表取締役会長として、その職務・職責を適切に果たしております。 経験や知見及び当行を着実な成長に導き企業価値を高め続けてきた経営手腕は、当行を取り巻く経営環境や地域環境等にも鑑み今後の経営に有益かつ不可欠であると認識しております。加えて厳格なガバナンス体制の構築に取締役の一員として率先躬行で取り組んできた実績等も踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p><b>再任</b></p> <p>よこ た いたる 横 田 格 (1948年10月11日)</p> <p>所有する当行の株式の数 18,083株</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>1972年 4月 日本銀行入行 2000年 5月 日本銀行政策委員会室長 2002年 2月 日本銀行名古屋支店長 2003年 8月 日本銀行退職 2003年 8月 商工組合中央金庫理事 2006年 8月 商工組合中央金庫退職 2006年 9月 財団法人金融情報システムセンター理事 2008年 8月 財団法人金融情報システムセンター退職 2008年 9月 当行入行 当行常勤顧問 2009年 6月 当行取締役副頭取 兼 リスク統括部長 2010年 4月 当行取締役頭取 (現任) 現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由 日本銀行において要職を歴任する等のうえ当行常勤顧問を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2009年6月より代表取締役副頭取、2010年4月より代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<b>新任</b> の 野 村 充 <small>むら みつる</small> (1962年 8 月 9 日)	1987年 4 月 日本銀行入行 2011年 5 月 福島支店長 2013年 5 月 企画局審議役 2014年 6 月 金融機構局審議役 2015年 6 月 業務局長 2017年 4 月 総務人事局長 2019年 4 月 日本銀行退職 2019年 4 月 当行入行 当行顧問（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	0株
	取締役会への出席状況	-
・取締役候補者とした理由 日本銀行において要職を歴任するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。 2019年4月から当行顧問を務め、その職務・職責を適切に果たしており、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
4	<b>再任</b> つり やす たか 釣 安 孝 (1952年12月20日)	1975年 4 月 当行入行 2002年 6 月 当行砺波支店長 2007年 4 月 当行営業企画部上席営業推進役 2009年 4 月 当行高岡支店長 2010年 7 月 当行執行役員高岡支店長 2011年 6 月 当行取締役高岡支店長 2015年 1 月 当行取締役人事企画部長（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	14,734株
	取締役会への出席状況	17/17回（100%）
・取締役候補者とした理由 高岡支店長、人事企画部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2011年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任 八幡正之 (1955年3月1日)	1977年4月 当行入行 2007年4月 当行高岡支店長 2009年4月 当行ニューセンター支店長 2011年4月 当行市場金融部長 2011年7月 当行執行役員市場金融部長 2013年6月 当行取締役リスク統括部長 2015年1月 当行取締役高岡支店長 2017年4月 当行取締役営業企画部長 兼 個人営業推進室長 兼 地域貢献室長 2017年10月 当行取締役リテール部長 2019年4月 当行取締役関連会社担当（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	12,083株	
	取締役会への出席状況	
	17/17回（100%）	
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>市場金融部長、リスク統括部長、営業企画部長、リテール部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	再任 水上市豊治 (1956年7月5日)	1979年4月 当行入行 2003年1月 当行富山南センター支店長 2009年6月 当行人事企画部長 2012年7月 当行執行役員人事企画部長 2015年1月 当行執行役員営業企画部長 兼 個人営業推進室長 兼 地域貢献室長 2015年6月 当行取締役営業企画部長 兼 個人営業推進室長 兼 地域貢献室長 2017年4月 当行取締役高岡支店長（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	12,083株	
	取締役会への出席状況	
	17/17回（100%）	
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>人事企画部長、営業企画部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
7	再任 田中豊 (1957年3月31日)	1980年4月 当行入行 2005年4月 当行堤町支店長 2010年7月 当行リスク統括部長 2011年4月 当行検査部長 2013年6月 当行総合企画部長
	所有する当行の株式の数	2015年1月 当行リスク統括部長
	12,083株	2016年7月 当行執行役員リスク統括部長
	取締役会への出席状況	2017年6月 当行取締役リスク統括部長
	17/17回 (100%)	2017年10月 当行取締役事務統括システム部長 (現任) 現在に至る
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>リスク統括部長、検査部長、総合企画部長、事務統括システム部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
8	再任 桑原幹也 (1959年5月30日)	1982年4月 当行入行 2011年4月 当行ニューセンター支店長 2013年6月 当行市場金融部長 2016年6月 当行融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者 2016年7月 当行執行役員融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者
	所有する当行の株式の数	2017年6月 当行取締役法人事業部長 兼 金融円滑化管理責任者 (現任) 現在に至る
	9,162株	
	取締役会への出席状況	
	17/17回 (100%)	
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>市場金融部長、融資統括部長、法人事業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
9	<b>新任</b> まつ だ けい じ 松 田 圭 司 (1960年12月11日)	1983年4月 当行入行 2002年10月 当行呉羽支店長 2005年10月 当行黒部支店長 2009年4月 当行新湊支店長 2013年4月 当行東京支店長 2016年6月 当行市場金融部長 2018年4月 当行本店営業部長 2019年3月 当行コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長 (現任) 現在に至る
	所有する当行の株式の数	4,825株
	取締役会への出席状況	-
		-
	<p>・取締役候補者とした理由 市場金融部長、コーポレート部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
10	<b>新任</b> は せ ざと し 長 谷 聡 (1961年12月30日)	1984年4月 当行入行 2003年11月 当行石金支店長 2006年4月 当行立山支店長 2013年4月 当行営業企画部上席営業推進役 2015年1月 当行事務部長 2017年10月 当行総合企画部 デジタルイノベーション室長 (現任) 現在に至る
	所有する当行の株式の数	6,655株
	取締役会への出席状況	-
		-
	<p>・取締役候補者とした理由 事務部長、総合企画部 デジタルイノベーション室長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
11	<b>新任</b> よっ たに ひで ひさ <b>四 谷 英 久</b> (1961年7月18日)	1984年4月 当行入行 2003年1月 当行糸魚川支店長 2006年4月 当行堤町支店長 2008年12月 当行婦中支店長 2013年4月 当行富山南センター支店長 2016年4月 当行本店営業部長 2018年4月 当行地域部長 2019年4月 当行リテール部長（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	6,911株	
	取締役会への出席状況	
	-	
・取締役候補者とした理由 地域部長、リテール部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
12	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> かわ はら よし ひと <b>川 原 義 仁</b> (1945年12月3日)	1969年7月 日本銀行入行 1998年6月 日本銀行業務局長 1999年5月 日本銀行検査役検査室長 1999年9月 日本銀行退職 1999年10月 日本政策投資銀行地域政策研究センター所長 2002年6月 信金中央金庫常務理事 2007年6月 信金中央金庫専務理事 2010年6月 信金中央金庫参与 2011年6月 日本通運株式会社顧問 2013年5月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社顧問 2015年6月 当行取締役（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	0株	
	取締役会への出席状況	
	14/17回（82.4%）	
・社外取締役候補者とした理由 日本銀行において要職を務められたほか、信金中央金庫理事、日本通運株式会社顧問、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社顧問を歴任されるなど、その豊富な経験と高い専門性及び経営者としての識見を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況																		
13	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div> <p style="text-align: center;">かな おか かつ き 金 岡 克 己 (1956年 2月24日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所有する当行の株式の数</td> <td>2012年 6月</td> <td>1 Tホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社インテック取締役相談役</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50,000株</td> </tr> <tr> <td>取締役会への出席状況</td> <td>2015年 5月</td> <td>株式会社インテック取締役会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2015年 6月</td> <td>当行取締役 (現任)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2016年 6月</td> <td>T I S株式会社取締役</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2018年 4月</td> <td>株式会社インテック取締役相談役 (現任) 現在に至る</td> </tr> </table> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社インテック 取締役相談役</p>	所有する当行の株式の数	2012年 6月	1 Tホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社インテック取締役相談役			50,000株	取締役会への出席状況	2015年 5月	株式会社インテック取締役会長		2015年 6月	当行取締役 (現任)		2016年 6月	T I S株式会社取締役		2018年 4月	株式会社インテック取締役相談役 (現任) 現在に至る	<p>1978年 4月 株式会社東芝入社 1985年 5月 株式会社インテック入社 2000年 6月 株式会社インテック取締役 2003年 6月 株式会社インテック常務取締役 2005年 4月 株式会社インテック取締役執行役員専務 2007年 4月 株式会社インテック代表取締役執行役員社長 2007年 6月 株式会社インテックホールディングス取締役 2008年 4月 1 Tホールディングス株式会社取締役 2008年 6月 当行監査役 2009年 6月 株式会社インテック代表取締役社長 2012年 6月 1 Tホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社インテック取締役相談役 2015年 5月 株式会社インテック取締役会長 2015年 6月 当行取締役 (現任) 2016年 6月 T I S株式会社取締役 2018年 4月 株式会社インテック取締役相談役 (現任) 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社インテック 取締役相談役</p> <p>・社外取締役候補者とした理由 株式会社インテックおよび1 Tホールディングス株式会社の代表取締役としてこれまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、客観的かつ中立的な見地から当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
所有する当行の株式の数	2012年 6月	1 Tホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社インテック取締役相談役																		
		50,000株																		
取締役会への出席状況	2015年 5月	株式会社インテック取締役会長																		
	2015年 6月	当行取締役 (現任)																		
	2016年 6月	T I S株式会社取締役																		
	2018年 4月	株式会社インテック取締役相談役 (現任) 現在に至る																		
14	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div> <p style="text-align: center;">なに がき たけ と 谷 垣 岳 人 (1964年 1月28日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所有する当行の株式の数</td> <td colspan="2">0株</td> </tr> <tr> <td>取締役会への出席状況</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	所有する当行の株式の数	0株		取締役会への出席状況	-		<p>1992年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)、石井法律事務所入所 (現任) 2000年 6月 金融監督庁 (現、金融庁) 検査局 (専門検査官) 2016年 6月 太陽生命保険株式会社監査役 (現任) 現在に至る</p> <p>・社外取締役候補者とした理由 弁護士としてこれまで培ってこられた専門的な法務知識、豊富な経験と高い識見を活かし、客観的かつ中立的な見地から当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>												
所有する当行の株式の数	0株																			
取締役会への出席状況	-																			

- (注) 1. 川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の3氏は、社外取締役候補者であります。
2. 金岡克己氏が取締役相談役であります株式会社インテックと当行の間には、貸出金等の取引があります。また、当行は株式会社インテックに対し、電子計算機システムの管理業務（電子計算機システムに係る設備・機器・備品類の管理又は運行、電子計算機システムの設計・メンテナンス等、電子計算機要員の教育、訓練等）を委託しております。その他の各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 金岡克己氏は、当行代表取締役金岡純二氏の三親等以内の親族であります。
4. 川原義仁および金岡克己の両氏の当行社外取締役としての在任期間は、それぞれ本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。なお、金岡克己氏の当行社外監査役としての在任期間は、2008年6月から2015年6月までをもって7年であります。
5. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。川原義仁および金岡克己の両氏が社外取締役として選任された場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。また、谷垣岳人氏が社外取締役として選任された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の3氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準（<https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html>）をいずれも満たしております。川原義仁および金岡克己の両氏それぞれの選任が承認可決された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、谷垣岳人氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名のうち、藤岡正紀氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本総会において選任をお願いする島田秀二氏の任期は、当行定款の規定により前任の監査役の任期満了までとなります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況
<b>新任</b> しまだ しゅうじ 島田 秀二 (1955年12月11日)	1979年4月 当行入行 2005年1月 当行東町支店長 2011年4月 当行金沢支店長 2013年4月 当行ビジネスソリューション部長 2015年1月 当行ビジネスプラザ支店長 2015年7月 当行執行役員ビジネスプラザ支店長 2017年11月 当行執行役員コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長 (現任) 現在に至る
所有する当行の株式の数	
6,712株	
取締役会への出席状況	
—	
監査役会への出席状況	
—	
・監査役候補者とした理由	
ビジネスソリューション部長、コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年7月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたそれまでの経験や知見を監査役として活かすことにより、当行の経営全般の監視に有効かつ当行の経営に貢献することができる人物と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	

(注) 1. 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役11名（うち社外取締役2名）及び監査役4名、並びに今年3月15日をもって辞任された取締役1名に対し、役員賞与総額金20,130千円〔取締役賞与金13,390千円（うち社外取締役賞与金1,600千円）、監査役賞与金6,740千円〕を支給することにいたしたいと存じます。なお、各役員に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

## 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当行の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を「年額2億円以内（うち社外取締役10百万円以内）」とご承認いただき今日に至っております。

当行は今般、コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役1名の増員を第2号議案「取締役14名選任の件」において付議しており、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役の報酬額を年額2億円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分を年額15百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、取締役の員数につきましては、当行定款では取締役15名以内となっておりますが、現在の取締役はさきに辞任された取締役1名を除き11名であります。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役14名となります。

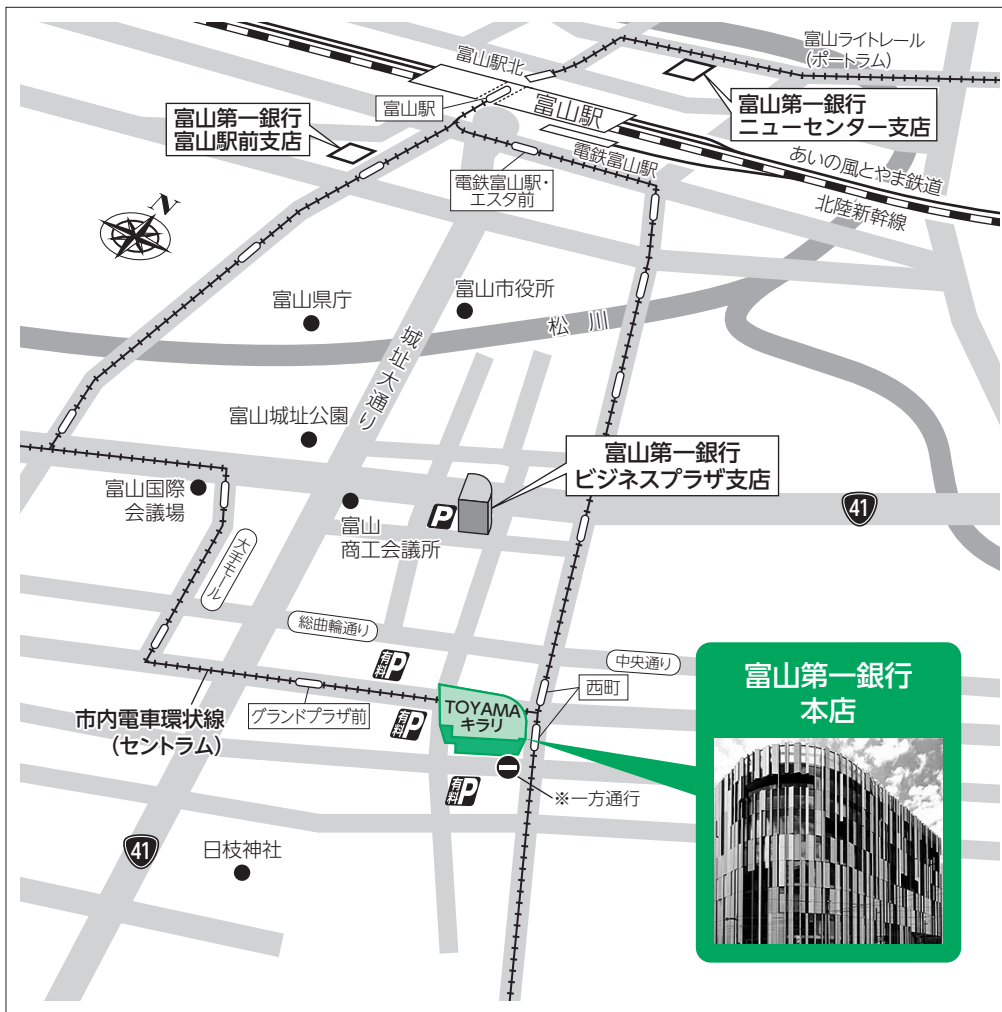
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール  
電話 (076) 424-1211 (代表)



## ◆交通のご案内

富山駅から徒歩約20分

市内電車ご利用の場合

- 南富山駅前行き「西町」下車、徒歩約1分
- 富山駅前行き・大学前行き「西町」下車、徒歩約1分
- 環状線「ランドプラザ前」下車、徒歩約1分

- 会場の駐車スペースが限られていますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます（会場の駐車場は本店窓口へご来店のお客さま専用とさせていただきます）。
- お車でご来場される場合
  - ・会場横（西側）、または裏（南側）の有料立体駐車場、または付近のその他有料駐車場をご利用ください。
  - ・なお、ビジネスプラザ支店横の無料駐車場をご利用いただくことも可能です（株主総会会場まで約400メートル、徒歩約5分）。
  - ・当日は会場周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。

<https://www.first-bank.co.jp/>

富山第一銀行

検索

